

別表第 10 （調査票使用区分）

調査票名	調査票の区分	提出 部数	提 出 期 日	提出 先	備 考
商 業 動 態 調 査 票 （大規模卸売店用） （別表第 1）	調査票の名称の下に（平成○年 7 月分） の記載あり、使用する年月を特定した もの。	2 部	翌 月 10 日	都 道 府 県 知事	経済センサスー活動調査の結果を基に標本の切替えを行った後、 最初の月に使用する調査票（調査の開始月の前月分を調査する欄 がある。）。
商業動態調査票甲 （大規模卸売店用） （別表第 2）	調査票の名称の下に（平成 年 月分） の記載あり、使用する年月を特定しな いもの。	2 部	翌 月 10 日	都 道 府 県 知事	経済センサスー活動調査の結果を基に標本の切替えを行った後、 最初の月以外に使用する調査票。
商業動態調査票乙 （一般事業所用） （別表第 3）	調査票の名称の下に（この調査票は貴 事業所の調査が開始された月のみ使用 するものです。）と記載のあるもの。	2 部	翌 月 10 日	都 道 府 県 知事	調査の開始月のみ使用する（調査の開始月の前月分を調査する欄 がある。）。
商業動態調査票乙 （一般事業所用） （別表第 4）	調査票の名称の下に（ ）の記載がな いもの。	2 部	翌 月 10 日	都 道 府 県 知事	調査の開始月の翌月から使用する。
商業動態調査票丙 （百貨店・スーパー用） （別表第 5）		1 部	翌 月 15 日	経 済 産 業 大臣	
商業動態調査票丁 1 （コンビニエンスストア用） （別表第 6）		1 部	翌 月 15 日	経 済 産 業 大臣	

調査票名	調査票の区分	提出 部数	提 出 期 日	提出 先	備 考
商業動態調査票丁 2 (家電大型専用) (別表第 7)		1 部	翌 月 15 日	経 済 産 業 大臣	
商業動態調査票丁 3 (ドラッグストア用) (別表第 8)		1 部	翌 月 15 日	経 済 産 業 大臣	
商業動態調査票丁 4 (ホームセンター用) (別表第 9)		1 部	翌 月 15 日	経 済 産 業 大臣	